

## 法律ネットワーク

### SR・FP研究会ニュース

<http://www.jimusupport.co.jp>

頼れる企業のアドバイザー

### 株式会社 事務サポート

社会保険労務士 青木・千坂・小畑・斉藤・服部  
行政書士 小畑・千坂

〒144-0052 大田区蒲田 4-47-5 第二石井ビル 602

TEL: 03-3731-8046 FAX: 03-3731-8907

## ☞ どうなる? 「専業主婦」の年金制度見直し

新年明けまして  
おめでとうございます

### ◆2012年にも見直しを実施

厚生労働省は、2012年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。

具体的には、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を2等分して給付します。

ただ、夫婦合算の保険料負担や年金受取額は変わらないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わらないようです。

### ◆「不公平」との批判に対応

会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第3号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。

今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦が一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。

### ◆加入者全体で専業主婦の分を負担

専業主婦が基礎年金を受け取ることができるのは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。

今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。

### ◆遺族年金はどうなるか

現行制度においては、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができますが、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の50%になってしまうそうです。

夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。

### 新しいライフスタイルとして、「専業主夫」ってどう思いますか?

女性の職場進出で家庭内での男女の役割が変化しつつあるようです。2005年に内閣府が行った「男女共同参画社会に関する世論調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に賛成45.2%、反対48.9%と1979年に調査を開始してから、初めて反対が賛成を上回りました。家事は誰かに任せてもっと仕事をしたい、という女性がいるのと同様に、会社勤めをするよりも、家事や育児に専念したいという男性もいます。

しかし、日本の法律ではまだまだ「専業主夫」には厳しいようです。

例えば、**児童扶養手当は父子家庭には支給されない**など、厳しい現実のなかであっても、少数ながら専業主夫は増えています。妻の経済力を優先したり、勤務先の倒産やリストラで意に反して専業主夫を選択することになった男性もいます。どんな理由であれ職場での評価を気にして育児休業も取らない男性が多いなか専業主夫は勇気がいるでしょう。経済面での心配よりむしろ世間体の方が大きいかも知れません。

もし、夫から「仕事をやめ専業主夫になりたい」と言われたら・・・あなたならどう答えますか?

また、「あなた、専業主夫になって」と言え(言い)ますか?

## ☞ 雇用保険被保険者資格の遡及適用

**Q** このたび社内事務手続きを見直していたところ、7年前に入社した社員について雇用保険の資格取得が行われていないことが見つかりました。資格取得日は2年間しか遡及できないと記憶していますが、何か救済措置はないでしょうか？なお、保険料は入社当時から控除していました。

**A** ご存知の通り、雇用保険の基本手当（失業手当）は、被保険者期間の長短によって異なり、例えば30歳以上35歳未満の方が会社都合の解雇で離職した場合、被保険者期間が5年未満のときは所定給付日数は90日、5年以上10年未満は180日と大きな差があります。もし、これまで通り「2年以内遡及適用」ですと所定給付日数に大きな不利が生じることがあります。場合によっては、この不利益は会社が負担しなければならないでしょう。

このような現象を少しでも解消すべく、平成22年10月に法改正が行われ、「2年超遡及適用」ができるようになりました。ただし、「2年超遡及適用」が認められるのは、給与明細等により雇用保険料の控除が明らかな場合及び期間です。仮に、他の書類等で7年前の入社が証明できても、「保険料控除」が証明できない場合は、これまで通り「2年以内遡及適用」となります。

**「2年超遡及適用」において、資格取得日は「給与からの保険料控除が明らかである最も古い日」です。**

事務的には、次のいずれかの書類を添付して、資格取得届を提出します。

①給与明細書、②賃金台帳（写し）、③各人別所得税源泉徴収簿

なお、この「2年超遡及適用」は失業給付の基礎となる被保険者期間について、「保険料が給与から控除されていた」事実を鑑み一定の補正を図るものですので、保険給付に影響がない次のような期間については適用されません。

※受給期間等の関係から、基本手当の給付日数に影響がない場合等

日ごろから雇用管理を普通に行っていれば、「2年超遡及適用」は必要ありません。注意したいものです。詳しくは、お尋ねください。

また、新しい1年が始まりました。昨年は、東日本大震災という未曾有の災害がありました。いまだに、行方不明者が3,000人を超えているほか、多くの方が仮設住宅にお住まいのことです。早く「復興」ができればと願っていますが、口で言うほどたやすいものではないでしょう。なにがしかの手助けができればと思います。

世界情勢は、引き続き混沌とした1年になるかもしれません。このようなとき、人類は歴史的に往々にして戦争という最悪の凶事を引き起こしてきました。叡智を結集して過ちを繰り返さないようにしたいものです。

さて、2012年は「うるう年」で、例年より1日多い366日です。この1日を「得」と感じるか「損」と感じるかは人それぞれでしょう。私は意識して「得」と考えたいと思います。なんとなく元気のない日本・世界ですが、意識的にでも前向きに行きたいものです。



今  
月  
の  
予  
定

給与支払報告書の提出  
(1月31日まで)

お気軽にご相談ください